

古平町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

令和6年2月20日修正

北海道古平郡古平町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 古平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 市町村行財政の状況	4
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

2. 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	10
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	10

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	15
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	19

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	20
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	20

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	22
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	33

(3) 計画	3 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 5

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点	3 6
(2) その対策	3 6
(3) 計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 8

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	4 0
(3) 計画	4 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 1

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 3
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 3

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	4 4
(2) その対策	4 4
(3) 計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
(3) 計画	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6

古平町過疎地域持続的発展市町村計画

北海道古平郡古平町

1 基本的な事項

(1) 古平町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

古平町は、積丹半島の東側中央部に位置し、札幌市から西に約 75km の距離にあり、東・南・西の 3 方向は山地を介して余市町など 6 町村と接し、北方は日本海に面している。

総面積の約 90% が山林で、地形は南北に長く、その中央を古平川が縦貫して河口周辺に平坦地をつくり、この地区と西北部を流れる丸山川沿いに人口が集中している。海岸線は浸食によって急峻な崖地となっているが、山地の起伏は比較的小さくなだらかになっている。

冬季は北西の季節風を受け積雪は多いが、濃霧や霜も少なく、年間の平均気温が 8.5℃、平均降水量が約 1,250mm であり、対馬暖流の影響により内陸部に比べ寒暖の差が少ない気象条件にある。

古くは、松前藩統治からニシン漁業によって拓かれた水産の町で、沖合、沿岸漁業ともに盛んであったが、余市町に通ずる道路がなく、小型船による海上交通に頼り、長い間「陸の孤島」の異名下に置かれていた。昭和 33 年国道 229 号線の開通と第 3 種古平漁港の整備によって古平の産業が築かれ、北洋漁業の基地として道内有数の漁獲高を誇ってきた。しかし、200 カイリ漁業専管水域設定は、100～400 トン型漁船 59 隻が一举に減船を強いられるなど壊滅的な打撃を受け、水産加工業、商業など他産業にも大きな影響を及ぼした。

漁業以外の第 1 次産業では古平川沿いでの、米、野菜、イチゴが主体となっている。第 2 次産業の建設業は町内経済の悪化や公共事業の減少などにより就業者が減少している、製造業は平成 26 年 2 月に古平町水産加工業協同組合の倒産があったものの水産加工業が圧倒的なウエイトを占めている。第 3 次産業の卸売業は、古平漁港での取引によるものが主体となっており、小売業の大部分は地元消費者を対象としたものである。

② 過疎の状況

ア 人口の動向

本町の人口が最も多かったのは昭和 30 年で、その後年々減少し、200 カイリ漁業区域の設定による漁業の衰退により、町全体の産業の沈滞傾向、特に新規学卒者の就業場所が少ないことから若年者の転出が多く、高齢者比率が上昇している。

また、高齢者人口も減少に転じており、全ての年代で人口減少が進んでいる。

イ 旧過疎法に基づくこれまでの対策

農業・漁業・水産加工業を中心とした産業基盤の整備や道路、住宅、水道、文教、消防施設等の生活環境の整備を主として振興を図ってきた。老朽化した町営住宅の更新や高齢者複合施設へと接続する道路の改修、古平中学校の外壁改修など、地域インフラの整備を行った。またソフト事業についても、漁業資源の確保や医師確保対策、高齢者支援など、幅広い分野での活用を進めた。

ウ 今後の見通し

新型コロナウイルス感染症のもたらす甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、さらには個人の行動・意識・価値観まで多方面に波及しており、地域経済に深刻な影響を及ぼしている。本町においても外出抑制による観光客の減少など町内経済に重大な悪影響を及ぼしている。このような状況の中では人口増加は望めないが、これまでの施策の効果と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による持続的発展計画を推進することにより今後も人口減少率を同程度に抑制できると思われる。

③ 社会経済的発展の方向の概要

日本海沿岸を漁場とした漁業、古平川沿いで営まれている農業、林業といった第一次産業を基幹として栄えてきたが実状は厳しい状況にある。漁業をめぐる環境は海域環境の変化による資源減少や輸入魚種の増加などによる魚価の低迷に伴い将来が危ぶまれる状況にある。

将来の第 1 次産業の展望として「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を進める。また、農地の集積を図るとともに遊休農地や耕作放棄地の解消に努める。第 2 次産業の展望として、水産加工品の販路拡大や付加価値の向上、古平ブランドの強化と地域内経済循環の促進を図る。第 3 次産業の展望として、通過観光客を取り込む観光交流センターの整備を進め、町内経済の向上を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口数は依然として減少傾向で推移しており、平成 27 年の国勢調査人口は、3,188 人となり、55 年前の昭和 35 年に比べ約 33% にまで減少した。令和 2 年の国勢調査人口速報値では 2,755 人で昭和 35 年に比べ約 29% にまで減少した。最近の人口減少の勢いは昭和 30～50 年代ほどでないものの依然減少が続いており、年齢別にみると年少人口や生産年齢人口の減少が顕著となっている。これに対して、65 歳以上の高齢者比率は昭和 35 年の 5.7% (546 人) から平成 27 年には、40.6% (1,294 人) と高齢人口が増加傾向にある。少子高齢化や核家族化といった社会構造変化が急速に進んでいる。

イ 産業の推移と状況

各産業を就業者数からみると、平成 27 年の総就業者は、1,573 人で、昭和 35 年の 3,505 人に比べ 55.1% 減少し、半数以下となっており、近年の生産年齢人口の減少、高齢人口の

増加と連動する形で減少率が上昇状況にある。産業別にみると、第 3 次産業の割合が増加し、特にサービス業が増加している。また人口数に対する就業者数の比率が 49% で、就業人口の高齢化が進み就業者数比率が減少している。

漁業は、200 カイリ漁業専管水域の設定による大幅な漁場の縮小と、沖合域での資源の減少、沿岸の磯焼けなどにより漁獲量は大きく減少した。更に、魚価の低迷などにより経営を逼迫される漁家が増え、将来を危ぶむ声も聞かれている。現在の主な漁獲物は、ホッケ、たら、スケトウダラなどで、水揚量は減少傾向にある。また、農・畜産業は米・野菜・イチゴ・豚が主体であるが、生産基盤が弱小なため、農家戸数の減少と農・畜産業従事者の高齢化が進んでいる。

水産加工業は、魚卵製品加工を主体としているが、消費低迷から総生産高が減少傾向になっている。また、平成 26 年 2 月に古平町水産加工業協同組合及び加盟 6 社が経営破たんしたことにより、水産加工事業所数も減少した。

建設業は、町内経済の悪化と公共事業の減少などにより就業者が減少している。サービス業や小売業・飲食店、運輸業などの第 3 次産業の就業人口についても減少しており、経営者の高齢化と後継者難、近隣市町村への購買力の流出、過疎化の影響などの課題を抱えている。

このような中で、本町の主力産業である漁業・水産加工業を中心に、新たな付加価値を付けることなどを地域ぐるみで取組むことが重要になってくる。

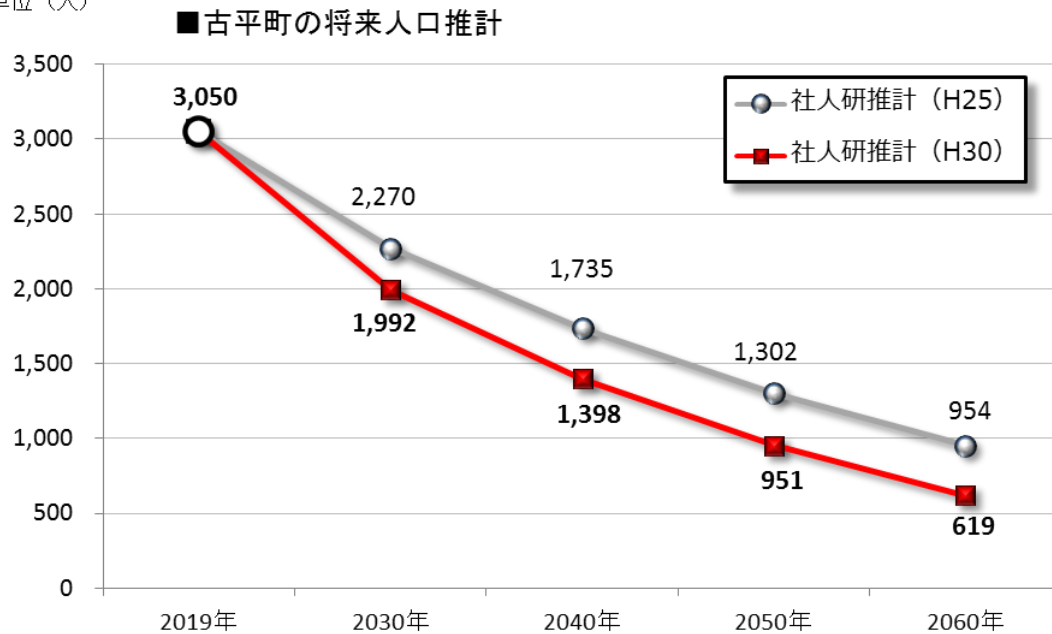
表 1—1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分		昭和35年	昭和50年	平成2年	平成17年	平成27年
総数	実数 (人)	9,555	6,648	4,967	4,021	3,188
	増減率 (%)	—	△30.4	△25.3	△19.0	△20.7
0～14歳	実数 (人)	3,477	1,669	774	355	253
	増減率 (%)	—	△52.0	△53.6	△54.1	△28.7
15～64歳	実数 (人)	5,532	4,250	3,312	2,352	1,641
	増減率 (%)	—	△23.2	△22.1	△29.0	△30.2
	うち15～29歳	2,182	1,276	785	505	265
	(a) 実数 (人)					
	増減率 (%)	—	△41.5	△38.5	△35.7	△47.5
65歳以上 (b)	実数 (人)	546	729	881	1,314	1,294
	増減率 (%)	—	33.5	20.9	49.1	△1.5
(a) / 総数 若年者比率 (%)		22.8	19.2	15.8	12.6	8.3
(b) / 総数 高齢者比率 (%)		5.7	11.0	17.7	32.7	40.6

表 1—1 (2) 人口の見通し

単位 (人)



出典：2019年は住民基本台帳（R1.10.1現在）

2030年、2040年は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の地域別将来推計人口」（H25年推計値及びH30年推計値）

2050年、2060年は社人研推計値を基に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計

(3) 市町村行財政の状況

ア 財政の状況

本町は、昭和 52 年の漁業専管水域 200 カイリ設定により町内経済に大きなダメージを受け、特定不況地域にも指定された。昭和 55 年度に赤字転落、翌 56 年には準用再建団体として財政健全化計画を策定するに至った。その間の様々な対策やバブル経済により昭和 62 年度に赤字財政から脱却した。その後、平成 14 年から始まった国の三位一体改革などの影響によって、平成 13 年度に 1,736,233 千円であった地方交付税（臨財債含む）は、平成 17 年度には 1,505,867 千円まで大きく減少し、基金を取り崩しての厳しい財政運営となったことから、平成 18 年度に町税の税率引き上げや人件費の抑制、補助金の一律削減など、聖域を排除した行財政構造改革プランを策定し財政の健全化に努めた。この結果、平成 19 年度以降は行財政構造改革プランと地方交付税の漸増による相乗効果、更には本町の特産品である水産加工品をふるさと納税の返礼品として PR したことにより、毎年一定程度の寄付金があり、健全財政を維持している。しかし、本質的に自主財源が乏しく地方交付税に大きく依存した財政構造は変わっていないことから、今後も引き続き財政の健全化を図っていく必要がある。

表 1—2 (1) 市町村財政の状況

(単位: 千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	3,347,147	3,960,559	3,817,597
一般財源	2,098,101	2,260,597	2,182,412
国庫支出金	342,883	418,470	376,857
都道府県支出金	162,859	215,798	198,065
地方債	446,659	398,726	380,022
うち過疎対策事業債	241,700	167,000	207,700
その他	296,645	666,968	680,241
歳出総額B	3,180,634	3,798,084	3,755,173
義務的経費	1,302,978	1,428,231	1,439,686
投資的経費	460,076	512,517	528,128
うち普通建設事業	431,024	512,517	478,886
その他	1,169,166	1,591,197	1,431,095
過疎対策事業費	248,414	266,139	356,264
歳入歳出差引額C (A-B)	166,513	162,475	62,424
翌年度へ繰り越すべき財源D	8,028	57,880	9,685
実質収支 (C-D)	158,485	104,595	52,739
財政力指数	0.15	0.12	0.12
公債費負担比率	15.1	16.8	18.2
実質公債費比率	7.6	7.4	9.1
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	77.9	75.8	80.2
将来負担比率	42.9	28.5	—
地方債現在高	3,368,710	4,046,421	3,823,524

イ 行政の状況

厳しい財政の下で、省力化や効率的な行政運営を進めてきたが、時代や町民ニーズに合致した多様な行政サービスを効率的に提供することが求められていることから、事務事業評価によるPDCAサイクルの確立、事務事業のスクラップアンドビルドを進める。同時に効率的な庁内組織機構の見直しが必要であり、町職員の企画力、調整力、実行力といった資質向上を図って行く必要がある。

このように多様化・高度化する需要に対応した行政サービスの提供、事務能率を高めるため行政システム体制の構築を推進している。

また、次の分野で広域行政を行い、事務の効率化を進めている。

- ・消防分野 ～ 北後志消防組合
- ・廃棄物処理分野 ～ 北しりべし廃棄物処理広域連合
- ・し尿処理分野 ～ 北後志衛生施設組合
- ・介護保険、国民健康保険、滞納整理分野 ～ 後志広域連合
- ・後期高齢者医療分野 ～ 北海道後期高齢者医療広域連合

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町の国道又は主要道道は、住民生活や産業活動にとって不可欠なものであり、また、泊原子力発電所から 30km 圏内にあるため、補完交通ルート of 整備を要請している。また、地域内の生活幹線道路の整備も重要で、高齢者等の交通弱者などにも安心して通行できるように、歩道、横断歩道など歩行空間環境の整備を進める必要がある。

水道については、昭和 40 年に給水を開始し、令和元年度末の普及率は 97.6% となっている。

下水道については、平成 9 年に基本計画が策定され、平成 16 年 3 月 31 日から一部供用しており、令和元年度末の水洗化率は 50.8% となっている。

医療施設については、民間診療所が 1 ヶ所あったが、平成 28 年 3 月末をもって閉院となり、これ以降に係る町の医療に関して、町立診療所を開設し、安定的な経営及び効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るべく、常勤医師の確保などに取り組み、その体制の維持に努めている。

教育施設については、町立小・中学校が各 1 校ある。

表 1—2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	32.5	50.3	61.7	62.4	65.6
舗装率 (%)	28.8	44.8	52.9	53.5	54.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	5,647	5,647
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	22.86	22.86
水道普及率 (%)	90.5	98.7	97.2	97.1	97.6
水洗化率 (%)	(9.5)	(4.5)	(7.1)	37.0	50.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	7.3	3.6	2.7	4.8	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎対策に期待されている役割を積極的に果たしていくという観点からも、今後過疎地域の厳しい現状と時代潮流の変化に的確に対応し、豊かな自然環境の保全や美しい景観の維持・創出を図りながら、生活環境施設や交流拠点施設の整備、関連産業間の連携強化による地場産業の振興、高齢社会に対応した保健医療福祉の充実を図る。農林水産業については、技術力の向上や新商品の開発、関連産業との連携による生産物の付加価値の向上や販路の開拓、流通体制の整備を進め、地場産業の育成強化や後継者をはじめ産業の担い手の育成・確保を図る。また、地域住民が快適な生活を営むため、道路交通網や情報通信ネットワークの整備に加え、居住環境の整備、医療体制の充実、教育環境の向上などを積極的に進め、生活環境の充実を図る。これらに加えて、各施策を円滑に進めるためにもソフト事業の充実を図る。

(基本施策)

ア 生活環境の整備

環境に影響が少ない循環型社会と清潔な生活環境づくりを目指し、廃棄物処理や下水道などの維持管理を進めるとともに、水や緑を生かした利便性の高い潤いある市街地と交通・情報環境の形成、また防災や防犯、交通安全対策など、町民が快適で安心して暮らせる環境づくりに取り組む。

イ 地域産業の活性化

厳しい漁業環境の中でも新たな取組みを实りのあるものとし、まちを支える漁業の振興を図ることによって活力とにぎわいのあるまちを実現するために、資源管理型漁業の推進、養殖漁業や栽培漁業の充実を図り、時代に即した漁業の確立を目指す。また、水産加工品の付加価値向上及び販路拡大を図るため、ふるさと納税返礼品としての活用や今後整備予定の観光交流センターを活用した商品PRの取組みを進める。

ウ 地域づくり及び情報化

住民による地域づくりやまちづくりの重要性は年々高まり、今後もその活動の輪を広げて行くことが期待されている。本町においても各種コミュニティ活動の活性化を基盤として、生活文化の向上、美化の推進、福祉活動、生活環境整備、社会教育、交通安全及び防災対策といった町民の自主的活動によるまちづくりを推進する。

また、町民の生活安全確保、高齢化社会への的確な対応及び地域産業の活性化を図るための整備に取り組む。

エ 広報・広聴と住民参加

従来からの広報活動を充実するだけでなく、地域情報や住民意向の把握、多様な情報通信媒体による広報・広聴活動を展開する。情報公開の推進と、町民参加の機会を広げ、町民と行政の協働により持続可能なまちづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は、人口変動要因である出生、死亡、人口移動について実績統計に基づく仮定を設けた上で推計した各市町村の将来人口を公表している。

この将来人口推計結果を冷静に受け止め下回ることがないように人口減少の緩和に努めるとともに、次のとおり数値目標を設定し、基本方針に基づき各種施策を進めていくこととする。

数 値 目 標		
項目	基準値	目標値
転出者増加の抑制	114 人 (H27～H30 平均)	114 人以下 (R3～R7 平均)
出生数減少の緩和	11 人 (R 元年度実績)	10 人以上 (R3～R7 年度平均)
転入者減少の抑制	83 人 (H27～H30 平均)	83 人以上 (R3～R7 平均)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

地域の持続的発展のための基本目標、KPI 及び各種施策について効果の検証や課題の整理等の事業評価を毎年度実施することにより、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルの確立を図る。

また、評価結果については、町のホームページ等を活用して公表し、住民等へ広く周知を行う。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間の計画とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討し、必要とされる公共施設については、計画的に更新する。

また、インフラについては、町民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努める。

古平町公共施設等総合管理計画で定める公共施設等の整備や維持・管理についての基本方針と整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住、人材育成

本町は昭和45年以降ほぼ全ての年で転出が転入を上回る社会減の状況が続いており、自然減と並び人口減少の要因となっている。また、人口減少に伴い医療・介護・福祉など様々な分野において後継者不足や人材不足が大きな課題となっている。

イ 地域間交流の促進

地域間交流については、自由時間の増大や自然志向など価値観の多様化、交通の利便性の向上などにより活発化しているが都市との交流を一層促進するため、本町の強みである海産物や水産加工品などの食の魅力を活用した取組みを充実させて交流人口と観光消費の拡大を図り、地域経済の活性化を目指す。

(2) その対策

ア 移住・定住、人材育成

- ・医療・介護・福祉等人材の確保及び若者の移住・定住を図るため、奨学金返還補助支援や地域おこし協力隊の導入に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う首都圏の人々の意識や行動の変容による移住への関心の高まりを捉え、本町の魅力等を積極的に発信することで移住者の確保に取り組む。

イ 地域間交流の促進

- ・時代の変化とともに価値観やライフスタイルの多様化に伴い、自然・アウトドア志向など様々なライフスタイル実現の場として既存施設の整備等を進め、都市では体験できない感動が得られるよう地域の個性を生かした取組みを進める。

K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
町ホームページ訪問者数	9.3 万人 (H27～H30 年度平均)	10 万人 (R3～R7 年度平均)

(3)計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	奨学金事業 事業内容:不足する医療人材等を確保するため、 奨学金の返還支援を行う。 必要性：医療や介護等での人材不足が課題と なっているため。 効果：人材の確保が図られるため、効果が将来にわたる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討し、必要とされる公共施設については、計画的に更新する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の農業は、米・かぼちゃ・いも・いちごが主体であるが、農家戸数の減少はさげ止まっているものの農業従事者の高齢化が進み、今後も、高齢化・後継者不足などで農家戸数の減少は必至と予測される。

農業施策の取組状況としては、計画出荷指導により、かぼちゃ・いも・いちごを中心に都市部に向けて出荷しているが、安定した生産量の確保が難しくなっている。

年次・区分	H28	H29	H30	R1	R2
農家戸数（戸）	12	12	12	12	12
農業専従者（人）	29	29	29	29	29

（出典：産業課調査、各年7月末時点）

（単位：a）

年次・区分	H28	H29	H30	R1	R2
米	1,562	1,560	1,563	1,514	1,467
かぼちゃ	438	428	553	798	318
いも類	213	129	299	110	301
いちご	60	64	71	79	53
その他	259	285	263	271	372
合計	2,532	2,466	2,749	2,772	2,511

（出典：産業課調査、各年7月末時点）

イ 畜産業

本町の畜産業は、養豚法人1件、養鶏農家1件、養鶏法人1件のみである。

年次・区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
豚	1	174	1	1,212	1	2,077	1	2,250	1	2,134
にわとり	2	897	2	1,030	2	1,107	2	1,068	2	894

（出典：家畜伝染病予防法定期報告、各年3月末時点）

ウ 林 業

本町の森林面積は、町総面積 90%を超えているが、町内総生産額に占める林業の生産額の割合はわずかなものとなっている。また、森林全体のうち国有林が 82%以上、私有林が 15%以上であることが特徴になっている。地域の「緑」を保全するために伐採跡地の造林を進めることが課題となっている。

林業施策の取組状況としては、古平町森林整備計画に基づき、ようてい森林組合などと連携を図り各種事業を推進している。また、国の森林整備事業を活用し、下刈りや除伐・間刈などの森林環境整備を計画的に進めるとともに、これまでの取組みでは整備が行き届いていない森林については、森林経営管理制度や森林環境贈与税を有効に活用して、適切な森林の整備・管理を進めていく。

森林面積 (単位:ha)

区分	面積
国有林	14,088
民有林	3,016
町有林	423
私有林	2,593
合 計	17,104

(出典：北海道林業統計 R3.4.1 時点)

エ 水産業

(ア) 漁 業

本町の漁業は、主要魚種のホッケやスケトウダラ資源が減少しているほか、イカなどの来遊不振もあって漁業生産は大きく低迷している。加えて磯焼けの進行やトドなどの海獣による漁業被害の拡大、漁業者の減少・高齢化など、漁業経営は急速に厳しさを増しているところである。

このような中、国はスケトウダラ日本海北部系群の資源回復を図るため、漁獲可能量の削減に取り組んでおり、今後ホッケ等の TAC 導入や漁船ごとの漁獲枠を設ける IQ 制度の導入も検討されている。そのため、漁業者や漁協の経営に留まらず、水産加工業など町全体が大きな影響を受けることが懸念されている。

このため、基幹産業である漁業振興が喫緊の課題となっているが、これまでと同じ回遊性資源を主体とした生産体制を維持することは厳しい状況にあり、計画的かつ安定した水揚げを見込むことができるよう「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換など新たな生産体制づくりを進めることが急務となっている。

(イ) 水産加工業

水産加工業は本町の基幹産業の 1 つであるが、平成 26 年 2 月に古平町水産加工業協同組合及び加盟 6 社が経営破たんし、本町経済に大きな影響を及ぼした。

このため、低迷した水産加工業の振興施策として、ふるさと納税の返礼品で地元の特産品

である「たらこ」などを贈呈し、水産加工製品のPRに努めている。

今後も、同様の施策を継続し、水産加工業の振興を図っていく必要がある。

漁業の漁種別漁獲高の推移

(単位: 数量 t、金額千円)

年次 魚種	H29		H30		R1		R2	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
魚類	2,638	935,797	2,845	795,328	4,355	1,175,765	3,865	1,031,924
水産動物	1,015	715,795	947	771,225	553	451,601	410	31,679
貝類	3	4,816	2	6,490	3	3,600	3	6,950
海そう	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,656	1,656,408	3,794	1,573,043	4,911	1,630,966	4,278	1,090,553

(港勢調査 各年12月31日時点)

漁業経営対数

年次区分	H29	H30	R1	R2
漁業経営対数	64	58	54	54

(港勢調査 各年12月31日時点)

階層別登録漁船の推移

年次 区分		H29		H30		R1		R2	
		隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数	隻数	トン数
無動力船		—	—	—	—	—	—	—	—
動力船	5ト未満	64	104.4	61	948	57	91.6	58	9,062
	5～10	13	121.9	13	121.9	12	111.9	13	12,181
	10～20	7	133.9	7	133.9	7	133.0	7	13,308
総数		84	360.2	81	350.6	76	336.5	78	34,551

(港勢調査 各年12月31日時点)

古平漁港利用状況(作業船及びPBを含む)

年次 区分	利用船総数 A		Aのうち動力漁船 B		Bのうち外来船	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
H29	232	3930.2	125	1064.7	41	704.5
H30	195	4517.5	110	881.4	29	530.8
R1	165	1548.4	99	692.9	19	323.1
R2	183	80,171	82	41,751	4	72

(港勢調査 各年12月31日時点)

オ 商 業

本町は商業経営者の高齢化と後継者難、余市町などへの購買力の流出という課題を抱えている。また、商店数、従業員数及び商品販売額はいずれも年々減少しているところであり、プレミアム商品券の発行など地域経済活性化のための取組みが求められている。

今後は、商業施策だけの取組みでは購買力の上昇や年間販売額の増加などが難しい状況と予測されるため、他産業との連携強化や商業活動の活性化に向けた取組みを推進するとともに、経営改善の相談や指導を行い町内経済の活性化を図る古平町商工会の運営に対する支援を継続する必要がある。

商店数の推移

年次区分	H 2 4	H 2 8
商店数（戸）	4 4	4 1
従業者数（人）	1 1 9	1 2 7
商品販売額（万円）	1 5 1, 5 0 0	1 5 1, 3 0 0

（出典：H24 経済センサス、H28 経済センサス 御売業・小売業）

カ 観光及びレクリエーション

ニセコ積丹小樽海岸国定公園内に位置する本町には、海岸沿いの奇岩が織りなす優れた自然景観があり、特産品として新鮮な魚介類や水産加工品等の生産が行われている。

観光施設としては老朽化した温泉施設を取り壊し、平成 23 年 3 月に日本海ふるびら温泉「しおかぜ」を新築した。昭和 60 年にオープンした本町唯一の宿泊観光施設である家族旅行村は、施設の老朽化が著しいことと、熊の出没情報が相次いでいることから利活用方法等の検討が必要となっている。

観光客入込数は、この温泉施設の開業効果により一旦は増加したものの、オープン時の勢いが衰えるとともに、更に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が大幅に減少している。観光客は依然として夏季に大きく集中する傾向が続いている。

今後は、後志観光連盟、北後志観光連絡協議会、しゃこたん半島振興協議会等と連携して観光振興体制の充実を図るとともに、本町を魅力ある観光地とするための地域資源の有効活用等について検討する。また、観光客入込数の増加を図るため、情報発信や受入れ体制の向上に努めるなど観光振興を図っていく必要がある。

観光客入込数調べ

（単位：人）

年次区分	入込数	うち宿泊者数
H29	81, 452	10, 183
H30	84, 659	9, 146
R1	86, 998	9, 401
R2	69, 775	5, 805

（出典：産業課調査、各年3月末時点）

(2) その対策

ア 農 業

- ・ 農家経営の安定及び水田農業全体としての所得を向上させるための取組みを支援する。
- ・ 厳しい農業経営を乗り越え豊かな経営を確立するために、農家全体が連携して経営を再構築する取組みを支援する。
- ・ 新規就農者を定住させることや担い手を育成する取組みを行う。
- ・ 都市市場に近い立地条件を活かして、共同利用施設を整備するなど、都市型農業経営を確立する。
- ・ 優良な農地の保全と有効利用及び営農動向に配慮した農地の集団化に取り組むとともに、効率的な農村生活空間の整備を推進する。

イ 畜産業

- ・ 畜産農家に対し、豊かな畜産経営の安定を図るため、商品のブランド化を支援する。

ウ 林 業

- ・ ようてい森林組合などと連携し、古平町森林整備計画を推進することにより、長期的な林業振興を図る。
- ・ 森林地主に造林の協力を要請し、事業を推進することで、森林資源の育成を推進する。
- ・ 森林管理道チョペタン線周辺を維持管理し、レクリエーションを行える場としての森林利用を推進する。

エ 水産業

(ア) 漁業

- ・ 磯焼け地域の解消を図るため、ウニの密度管理や新たに鉄鋼スラグ等を活用し、藻場の造成に向けた取組みを推進する。また、水産業振興の視点から古平川水系の山林の保全と育成を推進する。
- ・ 浅海有用種を増産させるため、種苗放流事業と漁場造成や養殖施設整備等を推進する。
- ・ 沿岸有用種を増産させるため、稚魚放流事業を継続する。
- ・ 漁業経営の安定化を図るため、効率的で収益性を確保できる新たな養殖事業への取組みを検討する。
- ・ 魚価対策として付加価値向上や商品開発のほか、加工・流通業と連携した6次産業化を検討する。
- ・ 漁業者の高齢化や後継者不足を解消するため、新規漁業就業者等担い手の確保に向けた支援策等を検討する。

(イ) 水産加工業

- ・ ふるさと納税の返礼品として地元の水産加工品を活用する。
- ・ 町外で行われる物産展等のイベント出展に係る経費を支援する。
- ・ 水産加工品製造業務の効率化を図るための設備投資に係る経費を支援する。

オ 商 業

- ・商業と農漁業、工業、観光との連携により、町内企業が連携した自主的な取組みを育成するとともに、異業種交流団体の活動を支援する。
- ・地域経済を活性化させるため、プレミアム付き商品券の発行や新企画のイベントづくりなどに支援を行うとともに、各地の物産展への出展と参加を支援する。
- ・マルシェ的な生産者が販売できる環境整備や6次産業化など、若者たちを巻き込んだ形で企業支援などを検討する。
- ・経営の改善に関する相談や指導を行う商工会の運営に対し支援を行う。
- ・商工会のマスコットキャラクター「ふるっぴー」を活用し、各種イベント等の取組みに対し支援する。
- ・老朽化したナトリウム灯のLED化を進める。

カ 観光及びレクリエーション

- ・町の観光協会や商工会など関係団体との連携を強化する。
- ・後志観光連盟、北後志観光連絡協議会、しゃこたん半島振興協議会との連携を強化し、広域的な観光を推進する。
- ・日本海ふるびら温泉しおかぜ、家族旅行村及びあいらんど広場パークゴルフ場など既存観光施設の適切な維持管理に努める。
- ・東しゃこたん漁協主催の「漁協祭」など各種イベントを支援する。
- ・多様化する観光客のニーズに合致した体験型観光を企画する。
- ・冬季イベントの創出を検討する。
- ・地場資源から特産品・お土産など「食」の開発へつなげる取組みを支援する。
- ・ホームページ、観光パンフレットを活用した観光情報提供及び宣伝の充実に努める。
- ・観光ホスピタリティの向上を図る。
- ・北しりべし定住自立圏域での滞在時間延長を図るため、都市型観光と自然や歴史、食文化が融合した広域周遊観光を推進する。
- ・特産品の販売及びPR機会創出、観光客増加を図るため、観光交流センターを整備する。
- ・新硬貨及び紙幣に対応可能な券売機を整備し、温泉施設利用者の利便性向上を図る。
- ・町外で行われる物産展等のイベント出展に係る経費を支援する。

K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
漁業所得の向上 (1経営体当たりの漁業所得)	5,583 千円 (H25～H29 年度平均)	6,147 千円 (R7 年度)
観光入込客数	86.5 千人 (H29 年度)	103.8 千人 (R7 年度)
ふるさと納税による水産加工品の売上高	82 百万円 (R1 年度)	82 百万円 (R3～R7 年度平均)

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	林業	林道チョペタン線小規模林道整備事業	町	
	(2) 漁港施設			
		漁港照明ＬＥＤ化事業	町	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	漁業協同組合容器洗浄機購入事業	漁業協同組合	
	流通販売施設	特産品販売施設整備事業	町	
	(7) 商業			
	共同利用施設	商店街照明ＬＥＤ化事業	町	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		家族旅行村整備事業	町	
		温泉施設改修事業	町	
		パークゴルフ場整備事業	町	
		ふるびら150年広場整備事業【広場分】	町	
		古平町道の駅（観光交流センター・地域特産物販売施設）建設事業	町	
		温泉券売機更新事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	森林環境保全整備事業 事業内容:植栽場所の雑草、灌木等の刈り払い、間伐・植樹等を行う。 必要性：森林の環境保全のため。 効果：森林の適正な循環が図られる。	町	
		ヒラメ稚魚放流事業 事業内容:ヒラメ稚魚を近海へ放流する。 必要性：沿岸有用種を増産させるため。 効果：資源の増加により、漁業者の収入増加が期待できるため、効果が将来にわたる。 補填像:東しゃこたん漁協 補助率：1/2	漁業協同組合	

		ナマコ種苗放流事業 事業内容:ナマコ種苗を漁港内に放流する。 必要性:浅海有用種を増産させるため。 効果:資源の増加により、漁業者の収入増加が期待できるため、効果が将来にわたる。 補助対象:東しゃこたん漁協 古平地区浅海漁業部会 補助率:1/2	漁業協同組合	
		ウニ種苗放流事業 事業内容:エゾバフンウニ約7万5千粒を近海へ放流する。 必要性:浅海有用種を増産させるため。 効果:資源の増加により、漁業者の収入増加が期待できるため、効果が将来にわたる。 補助対象:東しゃこたん漁協 古平地区浅海漁業部会 補助率:1/2	漁業協同組合	
		浅海資源保護事業 事業内容:沿岸地域を中心に密漁警戒パトロールを実施する。 必要性:密漁を防止するため。 効果:浅海資源を守ることによって漁家経営の安定に寄与できる。	漁業協同組合	
	商工業・6次産業化	商工会運営助成事業 事業内容:商工会に対して、運営費を助成する。 必要性・効果:商店街の活性化が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
		プレミアム商品券発行事業 事業内容:町内の商店で利用できる商品券にプレミアムを付けて販売する。 必要性:商店街の活性化及び町内商店の経営の安定を図るため。 効果:町外への購買力の流出を防ぐことができるとともに町内商店の経営の安定に寄与するため、効果が将来にわたる。 補助対象:古平町商工会 補助率:1/1	商工会	

	情報通信産業	漁業無線局支援事業 事業内容: 漁業無線通信を、24時間体制で実施している余市漁業無線局に対して、経費の一部を補助する。 必要性・効果: 漁業者の安全操業の維持が図られるため、効果が将来にわたる。	無線局	
	観光	観光協会イベント支援事業 事業内容: 観光協会が実施するイベントや各地のイベント出店に要する経費に対して助成する。 必要性・効果: 地場産物をPRすることにより、ブランド化が図られ、経済の安定に寄与するため、効果が将来にわたる。	観光協会	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
古平町全域	製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

- ・水産加工品製造業務の効率化を図るための設備投資に係る経費を支援する。
- ・製造業及び農林水産物等販売業を支援するため特産品の販売及びPR機会の創出を図る。
- ・多様化する消費者ニーズに対応するため、安心・安全な水産加工品として付加価値を高めるほか、地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発及び販売促進を行う。
- ・水産物や農産物等を活用した新製品の開発に要する経費への支援を行う。
- ・収益性の高い作物への転換や新規就農を目指す者への支援を行う。
- ・ふるさと納税の返礼品として地元の水産加工品を活用する。
- ・北しりべし定住自立圏域での滞在時間延長を図るため、都市型観光と自然や歴史、食文化が融合した広域周遊観光を推進する。
- ・北後志観光連絡協議会・後志観光連盟との連携強化のもと、広域的な観光を推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

継続して利用され则认为られる施設については、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていく。また、点検・診断により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるよう安全の確保を図る。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報伝達や地域経済活動などにインターネット等の情報通信技術が果たす役割は増大しており、これらは住民間の利用だけでなく、住民と行政とのコミュニケーション機能を担う効果的な手段として考えられる。

本町では、平成 25 年度に防災無線（同報系）の整備や防災無線（移動系）の機器更新を実施し、行政から住民への一斉情報伝達手段を確保した。

テレビ電波については、一部地域が直接受信できない難視聴地域であり、ミニサテライト中継局や共聴施設を設置し対応している。特に共聴施設においては、老朽化により出力の低下が見られる。

(2) その対策

- ・ 町民の生命を守るため、各防災無線の維持管理を進める。
- ・ インターネット等の地域情報通信体制の整備に取り組む。
- ・ ミニサテライト中継局の維持管理を進める。
- ・ 各共聴施設の老朽化に対応するため、改修を進める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

継続して利用され则认为られる施設については、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていく。また、点検・診断により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるよう安全の確保を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

道路は、住民生活や産業活動にとって不可欠なものであり、国道・道道等広域道路体系の整備とともに、住民生活に密着した町道の整備も重要である。道路整備の進捗により本町には、国道 229 号、一般道道 998 号、道道ワラビタイ古平線と町道 134 路線がある。国道は、近隣中核部と札幌圏に通じる重要路線であるが、道路災害や事故時に備えて新たに町外へ通じる補完交通ルート of 整備が必要になっている。町道については、路線新設整備の必要性は少ないものの、橋梁と併せて危険箇所対策や舗装改修及び歩行者にやさしい道路整備などに取組まなければならない。

道路整備の状況

(単位：km、%)

区分	実延長	舗装延長	舗装率	備 考
国道	7.7	7.7	100	
道道	23.1	23.1	100	
町道	68.5	36.9	54	

(道路現況調査 R 3. 4. 1 時点)

イ 交 通

本町を走るバス路線は、北海道中央バス株式会社が運行する路線で、運行頻度は 1 時間に 1 本程度であり、運行状況は下表のとおりである。このバス路線については、人口減少などの影響を受けて、利用者が減少しており、一部、減便提案もされている。平成 25 年度から沿線市町村で負担金を持って維持している状況にある。

また、このバス路線については、国道沿いを通過するものであり、町内の病院や温泉施設などの主要施設を網羅できていない。このため、コミュニティバス（町内循環バス）を運行し、これらの施設を利用する機会が多い、高齢者等の日常の足を確保している。

バス路線

(単位：本)

区 間	通行本数	備 考
美国～小樽	8	
美国～余市	0	
余別～小樽	1	
神威岬～小樽	2	
美国～札幌	1	
神威岬～札幌	1	
計	13	

(出典：中央バス R3 夏ダイヤ)

(2) その対策

ア 道路

- ・町民生活に密着した各町道について、必要に応じて危険箇所補修、舗装改修、側溝の整備、道路改築を進め、より便利で快適な交通環境の向上を図る。
- ・老朽化した橋梁の長寿命化計画を進め、補修による安心・安全な道路環境の向上を図る。
- ・計画的な補修と適正な維持管理を行い、安心・安全な道路環境の向上のため、道路ストック修繕事業として、道路附属物の更新や舗装修繕を進める。
- ・冬期の安全な道路維持のため、除雪車等の雪寒機械整備を進める。
- ・安心できる町外との交通環境確保のために、補完道路の整備を国や道に要望する。

イ 交通

- ・町民のバス利用の促進を図り、北海道中央バス株式会社に対して路線バス運行回数の確保等を要望する。また、路線の維持のため、沿線市町村と協力し支援を継続する。
- ・高齢者や障害者の日常生活の足を確保するため、町内医療機関や各種公共施設を経由するコミュニティバスの運行を継続する。
- ・公共交通の利便性向上を図るため、新たにデマンド交通の導入について検討を行う。

K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
コミュニティバス 年間利用者数	17,909 人 (H29 年度)	17,909 人以上 (R7 年度)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道 路	道路ストック改修事業	町	
		町道歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業	町	
		ふるびら150年広場整備事業 【恵比須小路線】	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	コミュニティバス運行事業 事業内容:町内の主要施設を循環するバスの運営を委託する。 必要性・効果:高齢者等の日常の足を確保できる。	町	

		地域公共交通実証運行事業 事業内容:デマンド交通導入に向けた実証運行を行う。 必要性・効果:地域公共交通の利便性向上及び経費削減が図られる。	町	
--	--	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

路面性状調査等による路面の劣化度調査や道路の交通量などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理、修繕、更新等を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町の水道施設は、昭和 40 年古平川水系「泥の木川」に水源を求めて創設して以来、給水区域の拡大及び整備・改良を行い、現在では廻り淵地区を除く全町が給水区域となっている。

平成 17 年度には、原水水質の変化に対応するための浄水施設改良に伴い、水道事業認可変更申請をし、その結果計画給水人口が 5,000 人を下回るため、簡易水道事業として認可された。平成 18 年度からは「簡易水道等施設整備費国庫補助事業」として浄水施設の改良及び改修、また並行して老朽配水管の更新を行ってきた結果、水道水質の改善及び有収率が向上された。

今後の課題として、水道施設全体の機械電気設備が大幅に法定耐用年数を超過している状況で、重要施設に位置するものが多いため、早急に更新を行うことが望ましい。

さらに、配水管の法定耐用年数も超過していることから、優先順位の高い管路から計画的に更新を行う必要がある。

人口減少に伴う水需要の減少に考慮した適切な規模で更新するものとし、健全な経営を維持できるよう努めなければならない。

イ 下水道

町民の生活環境向上と川や海等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道整備事業の実施が求められていた。このような中で、平成 9 年度に「古平町公共下水道基本計画」（全体計画区域 165ha）が策定され、計画に基づき 126.2ha（進捗率 76%）を整備したが、厳しい財政状況のため平成 22 年度から事業を休止している。今後は高齢化が進む中で町民の協力・負担等との調整を図りながら、計画的に未普及地区解消と接続率（水洗化率）の向上に努めなければならない。

ウ 廃棄物処理

平成 14 年 9 月からごみ収集有料化制度の導入、平成 18 年 9 月からはプラスチックごみ収集の有料化を実施し、ごみの減量化及び分別の徹底が定着されつつある。一方で、分別の徹底が困難となってきた高齢者が増えつつあり、課題の一つとなっている。

また、有料化開始当初、ごみの減量化等を目的として始めた資源ごみ集団回収については、平成 15 年度には 108,306kg の資源ごみが回収されたが、令和 2 年度では 14,378kg の回収となっている。

平成 27 年度からは、小型家電リサイクル事業を開始し、金属やレアメタルのリサイクルに取り組み、ごみの減量化及び資源化についての住民意識のさらなる向上を目指している。

廃棄物処理施設であるクリーンセンターは、平成 14 年建設から 18 年以上が経過しており、耐用年数を経過した設備が多くあることから、計画的に更新が必要となっている。

古平町では、し尿及び浄化槽汚泥は北後志 5 町村で構成する北後志衛生施設組合におい

て処理されているが、処理施設が供用開始から 50 年弱経過しており、老朽化が著しいため、新たな処理施設の整備が必要となっている。

エ 消 防

本町の消防及び救急体制については、北後志消防組合古平支署が担い、消防団がこれを補完している。過去に大火を経験していることから町民の防火意識は高いものの、今後も更なる防火・防災意識の高揚に努めることが大切である。また、消防資機材の近代化も更に進める必要がある。消防団は、団員の高齢化や若年層の入団者が少ないことから団員数が減少し、人員不足が続いている。

救急業務については、高齢化の進行や疾病構造の変化等により、需要は年々増加している。救急体制の充実、強化、医療機関との更なる連携が必要となっている。

消防施設

区分	実人員 (人)	消防車 (台)				救急車 (台)	小型 ポンプ (台)	消火栓 (ヶ所)	防火水 槽 (基)
		タンク 車	ポンプ 車	小型 積載 車	指揮 広報 車				
古平支署	16	1	—	—	1	1	—	—	—
第一分団	30	—	1	1	—	—	2	—	—
第二分団	29	—	1	1	—	—	2	—	—
合 計	75	1	2	2	1	1	4	94	8

(R3. 4. 1 時点)

オ 公営住宅

本町は、他町村と比べて民間による賃貸住宅が少ないことから、公営住宅への依存度は高い傾向にある。既設の公営住宅の大半は、質より量の時代に建設したもので、狭隘かつ老朽化し居住水準の低い住宅が多い。このことから、計画的に建替や解体、既設住宅の改修を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 水 道

- ・水源地域の維持や水道の水質保全に努める。
- ・水道施設の計画的な改修、更新により安定した水の供給を行う。
- ・老朽配水管路の計画的な更新と維持管理に努め、有収率の向上に努める。
- ・事務経費や浄水場経費などの節減を図り、経済性を重視した効果的な経営合理化を促進する。

イ 下水道

- ・町民の理解と協力を得るとともに町の財政状況に配慮した建設財源の確保などに努めながら、公共下水道の整備を推進する。
- ・接続率（水洗化率）の向上を推進する。

- ・下水道施設の長寿命化を図るための改修等を進める。

ウ 廃棄物処理

- ・分別やごみ捨てが困難な高齢者への対応として、古平町社会福祉協議会の有償ボランティア等の協力を図る。
- ・ごみの減量化の意識向上を図るため、資源ごみ集団回収を行う新規団体の開拓等に努める。
- ・廃棄物処理施設の耐用年数を経過した設備を計画的に更新する。
- ・「余市下水処理場における下水道広域化推進総合事業に関する基本協定」に基づき、新たな処理施設の整備を進める。

エ 消 防

- ・消防業務の多様化や高度化に対応して消防職員の資質向上に努めるとともに、広報等を通じて若年層の入団を促すなど消防団員の確保を図る。
- ・既存の消防資機材を最大限有効に利用することに努めるとともに、救助工作車や救急車等の整備、更新を推進する。
- ・耐用年数の経過した防火衣等の更新、整備を進める。
- ・火災時の消火活動での水損リスク軽減等を図るため、新たな消火戦術（P P V）導入に必要となる資機材を整備する。
- ・広報や町内会を通じて、高齢者を重点にして日常的に町民の防火意識の高揚と住宅用火災警報器の設置の推進を図り、地域ぐるみの防火体制を堅持する。
- ・救急医療の町内ニーズの高さや高度化に対応して、より円滑な救命、救急・救助活動が行われるように救急・救助訓練に努める。
- ・救急時の町内外医師や病院との情報交換が重要になっていることから、行政と医療機関が一体となり取組み、高度救急医療体制の整備に努める。
- ・救急患者の救命率を高めるため、ドクターヘリの安定的運行を関係機関と協力して支援する。
- ・災害時において、住民の生活を確保するための食料その他物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。
- ・防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進のため、ハザードマップ（津波浸水予測図等）や防災ハンドブック等を作成し、住民に対し防災意識の高揚を図り、地域の防災活動の円滑な実施に努める。
- ・災害時において、住民の生命や身体を守るため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備に努める。

オ 公営住宅

- ・公営住宅等長寿命化計画を基に、公営住宅の建替、解体及び既設住宅の改修・修繕を行い、良好な住環境を維持保全するために適正な維持管理を推進する。

カ その他

- ・町民の憩いの場として既存公園の維持管理や新規公園の整備を進める。
- ・住宅リフォームの支援などを進め、定住化を図る。
- ・老朽化した公共施設等の解体を進める。
- ・中心拠点誘導複合施設建設に伴い、使用状態となる旧役場庁舎の解体を行う。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	機械電気設備更新事業	町	
		配水管更新事業	町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	下水道ストックマネジメント事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	浸出水処理施設修繕事業	町	
		北しりべし廃棄物処理広域連合基幹的設備改良工事業	廃棄物処理 広域連合	
	し尿処理施設	下水道広域化推進総合事業	余市町	
	(5) 消防施設			
		救助工作車購入事業	組合	
		水槽車購入事業	組合	
		送風機購入事業	組合	
		防火衣更新事業	組合	
		救急車更新事業	組合	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅建替事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	住宅リフォーム等支援事業 事業内容:住宅等のリフォーム工事費の一部 を補助する。 必要性:既存住宅の有効活用のため。 効果:人口の町外に流出を防ぐととも に、町民の居住環境の向上を図 ることができるため、効果が将来 にわたる。	町	

		公営住宅解体事業 事業内容：公営住宅の解体を行う。 必要性：老朽化が進んでいるため、家屋の倒壊を防ぎ、景観を損なわないようにするため。 効果：近隣住民の家屋倒壊への不安が解消され、更には景観を保つことができるため、効果が将来にわたる。	町	
		公共施設等解体事業 事業内容：文化会館等の公共施設の解体を行う。 必要性：老朽化が進んでいる公共施設等の倒壊を防ぎ跡地を有効活用するなど、景観を損なわないようにするため、効果が将来にわたる。 効果：憩いの場である150年広場の整備や近隣住民が雪の堆積場等に有効活用することができるため、効果が将来にわたる。	町	
	防災・防犯	防災備品整備事業 事業内容：災害時に必要となる食料や資機材を整備する。 必要性：災害時に住民の生命を守るため。 効果：住民の生活の確保や円滑な応急対策活動を行うことができる。	町	
		防災ハンドブック作成事業 事業内容：あらゆる防災情報を冊子として配布・周知する。 必要性：災害時に住民の生命・財産を守るため。 効果：町民の防災意識の高揚を図り、災害発生時の迅速かつ適切な避難を促すことができるため、効果が将来にわたる。	町	

	その他	旧役場庁舎解体事業 事業内容：旧役場庁舎の解体を行う。 必要性：中心拠点誘導複合施設建設に伴い、未使用状態となる役場庁舎の解体を行うことで、景観を損なわないようにするため。 効果：景観を保つことや立地を活かし、土地を有効活用することができるため、効果が将来にわたる。	町	
--	-----	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図る。また、維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本町における高齢者人口比率は 44.4%（令和 2 年 11 月）で、全国平均の 28.8%を大きく上回っており、今後も高齢化が進むものと予測される。また、働く女性の増加、核家族化や就業人口の高齢化、長寿化などによって、高齢独居又は高齢夫婦のみ世帯の増加が更に進行し、家族介護が難しい世帯が増えていることが明らかになっているところである。

こうした状況下、「いきいき健やかに暮せるまち」を理念に掲げた「古平町高齢者福祉計画」も令和 3 年に第 8 期目の計画として策定している。また、介護保険事業にあつては後志管内 16 町村を構成員とする後志広域連合において、同年に「第 8 期後志広域連合介護保険事業計画」が策定されている。

介護保険事業では、高齢者が自らの意思で安心してサービスを選択できる環境整備やサービスの質と量の充実、寝たきりの予防や要介護状態になっても意思や希望が尊重され、持てる能力を生かしながら地域の中で自立した生活が送れるように支援していく必要がある。介護保険事業の実施に関しては、多様な民間主体がサービス市場に算入しているが、身近な地域で必要とする安定した介護サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、高齢者の権利擁護に十分配慮し、ニーズに応えられるサービス提供体制の充実やその質的向上、専門知識と技能を持った人材育成に努めた事業展開を行うことが必要になる。また、高齢者保健福祉計画には、「1. 支え合うまちづくり -地域包括ケアシステムの強化-」、「2. いきいきと暮らせるまちづくり -健康づくりと介護予防の充実-」、「3. 安心して暮らせるまちづくり -高齢者福祉の充実-」の 3 つを基本目標として掲げ、基本理念の実現のため、具体的な取組みを推進していくこととしているところである。

また、要介護状態となることを予防し健康な老後を過ごすためには、成年期から各種検診や生活習慣の改善及び早期の医療が必要とされている。

地域福祉推進体制の形成としては、平成 4 年度に社会福祉協議会が法人化され、平成 8 年度には地域福祉センターが開設されるなど体制整備が図られてきたが、さらに地域（住民）福祉を推進する役割を果たすため、社会福祉協議会の組織の機能強化（事業部門と事務部門の再編成等）が急務となっている。

イ 児童・母子福祉

平成 27 年度、子育て支援の量の拡充や質の向上を目指すため、子ども・子育てに関する新しい制度が始まった。

本町においても、子ども・子育て支援事業計画である「古平町子どもハートふるプラン」を策定し、すべての子どもがこの町で生まれ育つことに親しみを感じることを、すべての親が子育てに喜びを感じられるまちづくりを目指している。

認定こども園ふるびら幼児センターみらいは、町内唯一の幼児教育・保育施設であり、地域のニーズに対しきめ細かな対応で保育の提供を行う。今後も、子どもが楽しく安心して利

用することができる環境とニーズに対応した保育サービスの提供が必要である。

子育て支援センターにおいては、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っており、子育て世帯同士の悩みや負担を相談し合い、多様な行事を体験して子どもの成長に喜びを感じるなど、子育ての不安解消に重要な役目を果たしている。

保育施設の延長上にある就学児童についての放課後児童クラブが重要な事業となっている。現在は民間施設が1施設となっているが、児童の健全育成と保護者の仕事と家庭の両立を支える事業として必要不可欠なものとなっている。

平成27年から「古平町子どもハートふるプラン」を推進し、様々な子育て支援を行ってきたが、いまだ子育てに不安や負担を感じる家庭が見受けられ、全ての家庭が自信を持って子育てができるように支援することが必要である。

ウ 青壮年

高齢化、過疎化、少子化などが進行し、すでに本町では高齢化率が40%を超え超高齢社会に突入した現在、町民の健康の現状をより正確に把握して、長期及び短期の対策を適切に講じて行くことが不可欠となっている。また、介護保険制度の導入により高齢者保健福祉対策が強化されたが、度重なる制度改正が行われており、これに対し柔軟に対応し、新たな取組みを町民とともに推進して行く必要がある。

青壮年の健康維持・増進への現状としては、健康相談、健康教室の定期的な実施、各種の検診や健康診査の対象者拡大などに取り組んでいる。しかし、健康相談、健康教室の利用者の固定化、検診、健康診査の受診率は減少傾向にある。また平均寿命と健康寿命の乖離も問題である。現在、男性81.0歳、女性87.1歳の平均寿命に対し、健康寿命は男性72.1歳、女性74.8歳と大きな開きがある。これは、男性は9年、女性は13年間近く重篤な疾病を抱えた状態又は何らかの介護を要する状態に陥っている可能性が高いことを示している。町民の方々が健康に年齢を重ねることのできるよう、今まで以上に青壮年期の町民に健康の大切さを啓蒙し、健康づくりや保健事業への関心と行動を高めて行くことが重要となっている。

エ その他の福祉

人口の高齢化・少子化、核家族化、地域の過疎化や産業・雇用状況の悪化などの中で、従来からの児童福祉、高齢者福祉、心身障がい者福祉、母子父子福祉などの個別の取組みに加えて、町民の誰もが安心して心豊かに暮らせるような地域福祉の総合的な対策が必要になっている。特に本町では社会福祉法人古平福祉会が社会復帰を目指す知的障がい者等の自立した生活や就労の支援とそれらの拠点整備を進めており、地域における福祉施策の大きなウエイトを占めている。そこで、その支援と連携強化が必要となっている。

各種健診の実施状況

(単位：人、%)

区 分	H28			H29			H30			R1		
	対象者	受診者	率	対象者	受診者	率	対象者	受診者	率	対象者	受診者	率
特定健診（40歳～74歳国民健康保険加入者）	612	122	19.9	585	115	19.7	543	89	16.4	518	86	16.6
住民(成人病)健康診断 対象者～19歳～39歳、40歳以上の 生活保護世帯	543	24	4.4	519	16	3.1	512	20	3.9	478	19	4.0
子宮ガン 対象者～20 歳以上	1,568	100	4.5	1,497	70	11.4	1,472	101	11.6	1,439	64	11.5
乳ガン 対象者～30 歳以上	1,498	123	6.9	1,439	103	15.7	1,410	110	15.1	1,375	96	15.0
胃ガン 対象者～19 歳以上	2,961	347	11.7	2,864	321	11.2	2,813	293	10.4	2,741	284	10.4
肺ガン 対象者～19 歳以上	2,961	226	7.6	2,864	227	7.9	2,813	192	6.8	2,741	168	6.1
大腸ガン 対象者～19 歳以上	2,961	170	5.7	2,864	169	5.9	2,813	142	5.0	2,741	141	5.1
骨粗鬆症	1,629	85	5.2	1,532	66	4.3	1,504	85	5.7	1,397	54	3.9

(出典：保健福祉課調、各年 3.31 時点)

社会福祉施設等の状況

(単位：人)

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
社会福祉法人古平福祉会 「共働の家」 入所可能者数	50	50	50	50	50
入所者数	44	46	48	49	49
社会福祉法人古平福祉会 「若者宿」「ルビナス」 GH・CH入所可能者数	241	238	240	240	254
入所者数	225	221	219	214	217
社会福祉法人古平福祉会 「生活寮」					

入所可能者数	17	17	17	11	11
入所者数	13	11	11	9	6
施設数	2	2	2	1	1
うち民間事業所 就業者数					
町内事業所就業者	31	30	32	32	32
町外事業所就業者	27	26	15	22	20
対象事業所数	23	23	17	22	21

(出典：町民課調、各年 4.1 時点)

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ・要介護状態になっても身近な地域の中で自立した生活が送れるよう在宅介護サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、在宅では独立して生活するには不安のある高齢者に介護、住居、交流の場などを総合的に提供する高齢者総合支援センター（元気プラザ）、高齢者複合施設（ほほえみくらす）等の利用を推進し、さらに常時介護が必要な高齢者に対しては、適切な施設利用ができるよう支援を進めていくこととする。
- ・今後益々高齢化が進む中、常時の介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して安全に住み続けられるよう住民ニーズを踏まえ、介護福祉施設として介護医療院を令和 3 年度中に開設するとともに、様々な対策が総合的に機能する介護保険事業の円滑な遂行に努める。
- ・通院等支援助成事業、除雪サービス事業及び緊急通報サービス事業などの高齢者自立生活支援事業や認知症予防事業を推進する。
- ・高齢者の健康づくりのため、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導などの事業を推進する。
- ・高齢者緊急通報サービスの実施、介護用品や家族介護慰労金の支給、シルバー交流の実施、生きがい学級の開催、老人クラブの活性化、敬老会の開催、温泉利用券配布、灯油購入助成などを推進する。
- ・社会福祉団体の健全な運営及び活動の維持・向上に努める。
- ・福祉専門マンパワーの充実を図るとともに、地域福祉ボランティアの育成に努める。
- ・地域福祉のニーズを的確に把握し、社会福祉制度改正等の動向に留意しながら、総合的で効率的な社会福祉サービス充実のための検討に取り組む。

イ 児童・母子福祉

- ・放課後児童クラブについては、今後も必要不可欠の事業であり、経営の負担も勘案し、民間施設への支援を継続する。
- ・ひとり親家庭に対する就業機会の確保や生活等の相談・指導等、行政ができる援助を円滑に実施する必要がある。

- ・子育て支援施設設備の修繕等を計画的に進める。
- ・子ども医療費の支援を進める。
- ・育児不安の解消等を図るため、産婦が専門的なケアサービスを利用する際の費用に対し助成を行う。

ウ 青壮年

- ・町民の健康づくりや保健活動を推進するため、「相談」・「教室」・「運動」が総合的に活用できるよう関係部署が連携し、行政全体で町民の健康づくりを支援する。
- ・各種予防接種の充実に努める。

エ その他の福祉

- ・障がい者の社会参加と自立支援のために、道や関係機関などと連携した取組みを継続する。
- ・障がい者医療費の支援に努める。
- ・ひとり親家庭（母子・父子家庭）医療費などの生活支援に努める。

K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
幼児センター待機児童数	5人 (H30年度末)	0人 (R3～R7合計)
放課後児童クラブ 待機児童数	0人 (H30年度末)	0人 (R3～R7合計)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2) 認定こども園			
		駐車場整地事業	町	
		園庭遊具安全点検事業	町	
		床ワックス洗浄事業	町	
	(4) 介護老人保健施設			
		介護医療院事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費助成事業 事業内容:18歳まで医療費の一部を助成する。 必要性・課題:病気の早期診断・治療が図られるため、効果が将来にわたる。	町	

	高齢者・ 障害者福祉	高齢者自立生活支援事業 事業内容: 高齢者を対象に食事の提供と通院交通費助成を実施する。 必要性・効果: 高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう支援することができるため、効果が将来にわたる。	町	
		冬の給付金（福祉灯油購入助成）事業 事業内容: 低所得の老人世帯及びひとり親家庭に対し、灯油購入費用の一部を助成する。 必要性・効果: 冬期間の必需品である灯油の小売価格高騰の際に低所得者の生活支援に寄与するため、効果が将来にわたる。	町	
	健康づくり	予防接種助成事業 事業内容: 任意で予防接種する方へ、費用の一部を助成する。（小児のインフルエンザ予防接種など） 必要性・効果: 病気の予防が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
	その他	産後ケア事業 事業内容: 育児不安の解消等を図り、産婦が専門的なケアサービスを利用する際の費用の一部を助成する。 必要性・効果: 育児不安等の早期解消が図られるため、効果が将来にわたる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていく。また、点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内には、民間の診療所 1 機関、歯科診療所 2 機関を有していたところであるが、診療所にあつては、平成 28 年 3 月末をもって閉院となり、これ以降に係る町の医療に関して、町立診療所を開設し、安定的な経営及び効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るべく、常勤医師等の確保に取組み、その体制の維持に努めている。

本町の受療傾向として、町外医療機関に受診する傾向にあるものの、今後更に進行する高齢社会への対応などを踏まえ、在宅医療の推進、一次・二次救急医療体制の整備、周産期医療の確保に努め、すべての町民が住み慣れた町で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き医療サービスの維持・向上に向けた取組みを行う必要がある。

なお、救急患者搬送については、北後志消防組合古平支署が担っているところであり、引き続き、迅速かつ安全な搬送による救命率の向上に取り組む必要があるとともに、町民に対し、救急車の適正利用の普及に努める必要がある。

医療体制の現況

(単位：人、床)

区 分	箇 所	医師等 (人)				ベット数 (床)
		医・薬剤師	看護師	その他	計	
医院・診療所	1	1	5	0	6	0
歯科診療所	2	2	0	4	6	0
その他 (鍼・マッサージ)	2	0	0	3	3	0
薬 局	1	1	0	4	5	0
計	6	4	0	11	14	0

(出典：保健福祉課調査、R3. 4. 1 時点)

(2) その対策

- ・町立診療所の安定的な経営及び効率的かつ効果的な医療体制を維持するため、運営経費並びに医療機器の整備等に配慮する。
- ・地域医療の確保を図るため、医療従事者の確保・専門医の派遣や生活習慣病対策などについて、円滑に実施されるように支援する。
- ・地域包括ケア会議の効果的な運用を図ることで、医療と介護の一体的なサービスの提供体制の整備に努める。
- ・二次医療圏域における医療連携体制の整備に努めるとともに、救急医療・周産期医療を提供する中核医療機関に対し、支援する。
- ・町内の妊婦に対し、安心して出産することができるよう、それまでの妊婦健診に係る通院交通費の一部を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	町立診療所医療機器等購入事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	町立診療所運営事業 事業内容:町立診療所の運営を行う。 必要性・効果:地域医療の確保及び継続的な運営が図られる。	町	
		町立診療所地域医療確保対策事業 事業内容: 医師・看護師を安定的に確保する。 必要性・効果:長期的な医師・看護師確保による地域医療の確保が図られる。	町	
	その他	小樽後志二次救急医療運営事業 事業内容:病院群輪番制を構成する医療機関に対する支援を行う。 必要性・効果:夜間・休日における二次救急医療体制の確保が図られる。	町	
		余市協会病院救急医療支援事業 事業内容:町の一次救急医療を担っている医療機関に対する支援を行う。 必要性:一次救急医療体制の確保のため。 効果:町の救急医療体制の維持が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
		小樽協会病院周産期医療支援事業 事業内容:周産期医療を実施している医療機関に対する支援を行う。 必要性:周産期医療の確保のため。 効果:出産リスクを抑えることができるため、効果が将来にわたる。	町	
		妊婦健康診査通院助成事業 事業内容:妊婦健診に伴う交通費を助成する。 必要性:町内に妊婦健診を実施できる医療機関がないため。 効果:個人の出産に伴う負担を抑えることができるため、効果が将来にわたる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていく。また、建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

現在、本町においては、小学校・中学校1校ずつ有しており、学校給食センターは小学校に併設されている。

また、社会環境が急速に変化する中で、情報化、国際化に対応できる人づくりが求められており、外国語指導助手を配置し、A L Tによる英語指導などに取り組んでいる。今後は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育む学校教育を目指して、更なる教育内容の充実が求められており、これを支える教育施設・設備の充実などに努めなければならない。過疎化により教育活動の低下を招かないように教育効果の高い学校教育の推進を図ることも求められている。

平成24年3月に古平高等学校が余市紅志高等学校に統合されたことに伴い、安心して就学できるよう古平町高等学校生徒遠距離通学費補助金の充実や、I C T環境整備の推進により、より一層の教育環境の充実が求められている。

小・中学校の状況

学校名	児童 生徒数	学級数		屋内 体育館	プール	危険 校舎 施設	給食 施設	その 他
		普通	複式 その他					
古平小学校	100	6	2	有	—	—	総合有	—
古平中学校	46	3	1	有	—	—	有	—
計	146	9	3	—	—	—	—	—

(出典：学校基本調査、令和2年5月1日時点)

進学・就職者の状況（古平中学校）

(単位：人)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
卒業者総数	17	19	15	13	12
町内就職者	—	—	—	—	1
町外就職者	—	—	—	—	—
進学者	17	19	15	13	11
うち定時制	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—

(出典：学校基本調査、各年5月1日時点)

イ 集会施設・体育施設等

(ア) 社会教育

本町における社会教育活動の場については、公民館類似施設として文化会館があり、住民の学習活動の拠点として利用されている。また、文化会館に併設されている図書室においては、住民の自発的な学習活動に資するべく、資料の収集を行い、貸し出し等を行っているが、土日・祝日及び夜間の開設が行えておらず、住民ニーズに応えられていない現状がある。

令和4年度から中心拠点誘導複合施設に新たに図書館を設置することとしている。

(イ) 体育・スポーツ活動

本町のスポーツ施設は、体育館にプールを併設した古平町 B&G 海洋センターをはじめ、武道館、スポーツレクリエーション広場、多目的運動広場があるが、平成24年度に設置された多目的運動広場以外の施設においては、設置からかなりの年数が経過し老朽化が進んでいるため、今後は計画的な施設整備を行い、住民ニーズに応えられる施設の管理運営を行っていく必要がある。

また、これらの施設を有効的に活用していくため、青年層が積極的に参加できるような活動や、幼児から高齢者までが参加できるような取り組みを推進していく必要がある。

古平町 B&G 海洋センターの利用状況

(単位：人)

区 分	H29	H30	R1	R2
アリーナ	14,906	14,535	13,471	6,934
トレーニングルーム	4,227	3,457	3,245	2,481
プール	3,351	3,158	3,225	2,328
利用者数計	22,484	21,150	19,941	11,743

(出典：社会教育・社会体育実績報告書、各年4月1日時点)

(2) その対策

- ・児童・生徒が生きる力を育めるよう、学校・家庭と連携した教育を進める。
- ・教職員住宅などの充実について取組みを進める。
- ・既存の学校機材を最大限有効に利用することに努めるとともに、ICT 環境の整備等、教育に必要な機材の整備を進める。
- ・安心して就学できるよう古平町高等学校生徒遠距離通学費補助の充実を図る。
- ・PTA 活動の奨励、学習の場や情報の提供、地域との交流などにより、共通理解を図りながら家庭生活との連続性の中で、「生きる力」の基礎を育てるように努める。
- ・単位 PTA の実践活動を基礎として、家庭教育の振興、子供の健全育成や児童・生徒の問題行動の防止など、学校と地域が一体となった取組みを推進する。
- ・地域スポーツ活動の拠点である B&G 海洋センター等の体育施設の設備の充実のため、改修を検討する。
- ・多様化する住民ニーズに応えるため、専門職員の養成を図る。

- ・幅広い年齢層が参加し、多くの住民がスポーツに触れ合える活動を支援する。
- ・中心拠点誘導複合施設を整備し、町民と児童・生徒の交流促進及び学習機会の確保を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	中心拠点複合誘導施設建設事業 【集会施設分】	町	
	体育施設	武道館改修事業	町	
	図書館	中心拠点複合誘導施設建設事業 【図書館分】	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高等学校	高等学校生徒遠距離通学補助事業 事業内容：余市町や小樽市へ通う生徒を持つ 家庭に対して、通学費用の一部を 補助する。 必要性・効果：古平町に高等学校がなく、家庭の 経済的負担を軽減し、修学機会の確 保が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
	生涯学習・ スポーツ	ロードレース大会運営助成事業 事業内容：ロードレース大会運営に対して、町 が助成する。 必要性・効果：町民のスポーツ振興が図られるとと もに将来に渡り町民の健康維持に寄 与するため、効果が将来にわたる。	ロードレース大会 実行委員会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。

スポーツ系施設は施設維持を基本方針としながら、点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるよう安全確保を図る。

10 集落の整備

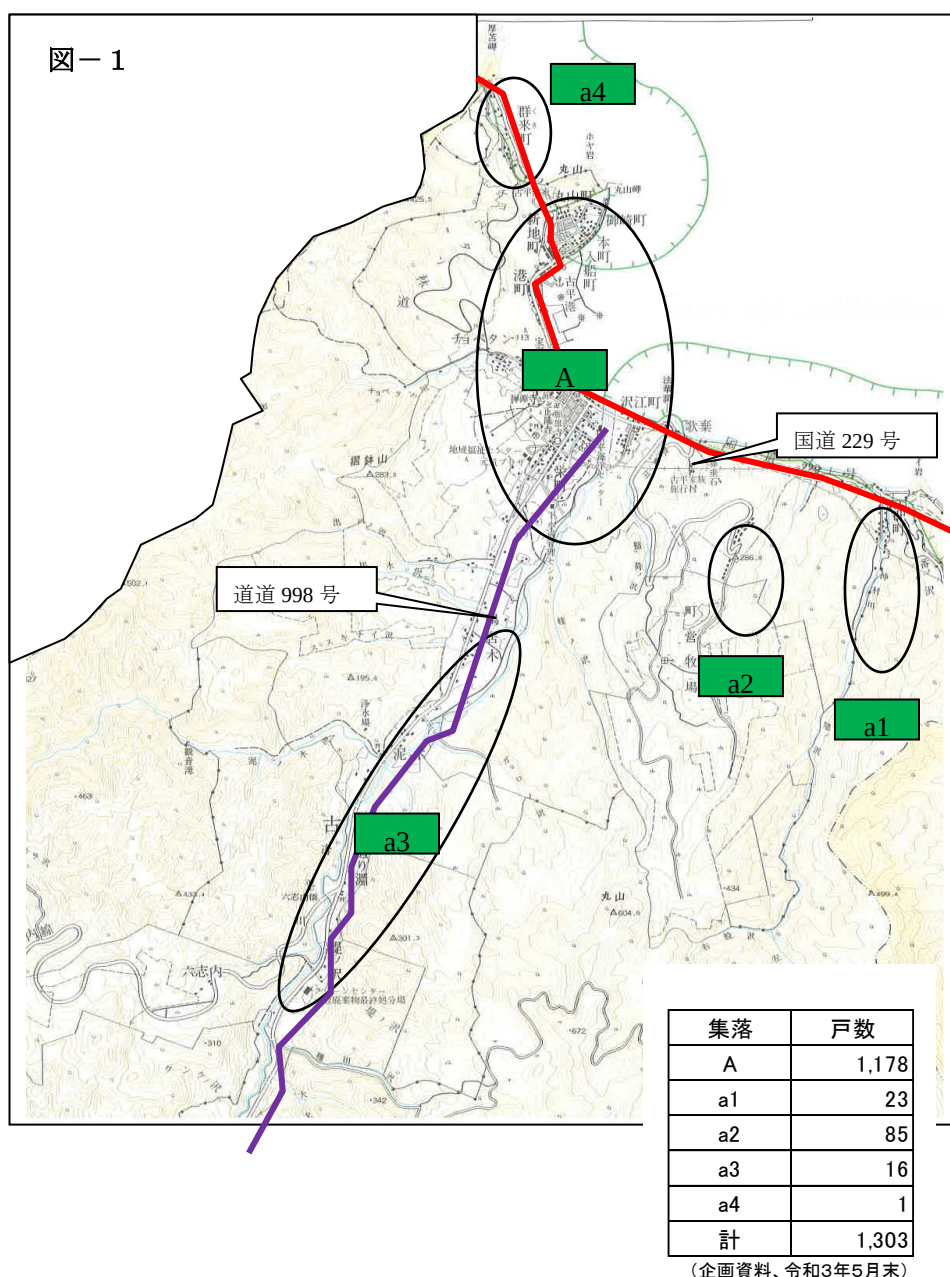
(1) 現況と問題点

本町には図－1 に示すとおり主に 5 つの集落があり、ほとんどが国道又は主要道道に隣接し、地域的にも集中している。そこで、自主的な町内会活動を促進させるため、これに対し支援を行い潤いのある地域社会を形成する必要がある。

A は基幹集落である。

a2 は社会福祉法人古平福祉会を中心とした集落である。

a1、a3、a4 の集落では過疎化現象が顕著であり、将来、その機能の維持が困難となることが予想される。



(2) その対策

- ・各集落にある集会施設の有効活用と施設運営の充実を図る。
- ・自主的な町内会活動に対する支援を検討する。
- ・高齢化に対応した置雪対策を検討する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕等を速やかに行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の発展は、単に個人の活動だけでなく、町づくりのツールとして大きな効果が期待される。本町においても、各種文化団体の活動や郷土文化の継承、芸術鑑賞会の開催などの取組みなどが進めているが、高齢化や人口減少による指導者や後継者の不足などの問題があり、活動が停滞している現状にある。

今後は、多くの町民に本物の芸術を鑑賞する機会の提供をはかり、幅広い層に文化のすばらしさを伝えていくとともに、地域文化の保護・保存それらの活用を図ることにより文化活動の活性化を図ることが必要となる。

(2) その対策

- ・町民要望に対応した文化教室、文化祭発表会・展示会、書き初め大会などの開催や舞台芸術などの本物の芸術鑑賞の機会を増やすよう努める。
- ・町民の芸術文化活動を推進するため、各種文化団体・サークルを育成するとともに、各種指導者の養成に努める。
- ・文化財の収集と保存台帳の整備に努めるとともに、収集された各種資料の展示などの活用を図る。
- ・郷土芸能などの保存に努めることにより、文化の継承を図る。

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	芸術文化鑑賞事業 事業内容：町民に対して、舞台芸術などを鑑賞する機会を提供する。 必要性：舞台芸術など、鑑賞の機会が少ないものを鑑賞させる機会を確保するため。 効果：文化活動への理解が深まることで、文化活動の活性化に寄与するため、効果が将来にわたる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討し、必要とされる公共施設については、計画的に更新する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

現在、浜町地区に稼働中の太陽光設備が3ヶ所（1247.5W）あり、そのほかに、運転開始前の太陽光発電設備及び風力発電設備が計画されているが、再生可能エネルギー設備の導入実績は少ない状況である。

古平町は寒冷地であることや、漁業・水産加工業が基幹産業である地域特性から、公共施設や工場等への太陽光発電の導入や、風況の良いエリアでの風力発電の導入、給湯・冷暖房のエネルギー消費につながる地中熱ヒートポンプ利用の導入を検討していく必要がある。

(2) その対策

・省エネ高効率機器の導入や再生可能エネルギーの活用により、脱炭素化の取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		中心拠点誘導複合施設建設事業 【エネルギー構造高度化事業分】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討し、必要とされる公共施設については、計画的に更新する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

これからは、町民も行政も、まちづくりについての学習、交流、協議を重ね「町民と協働したまちづくり」を進めることが重要になる。「美しい海と緑に調和したまちづくり」活動が、古平の誇るべき財産になるように、町民が一体となって自然環境保全に努め、産業のみならず地域の歴史・文化をいかした個性的で活力のある自立した地域社会の形成を図らなければならない。

(2) その対策

- ・町民の自主的な環境保全活動を促進するとともに、優良な農地の保全、森林や海岸の保全対策、河川周辺の有効利用および生活環境整備にわたる総合的な取り組みを進めることにより、町民が自然と触れ合う機会を充実させる。
- ・広報紙による広報活動の充実とともに、時代の流れや町民の意向を考慮し、多様な情報通信媒体による計画的な広報活動を展開する。
- ・町民と行政が協力してまちづくりを進めるために、「まちを知る」、「まちを考える」といった学習機会に努める。
- ・町政への町民参加の機会拡大に積極的に取り組み、多様な町民主体との協働によるまちづくり体制の形成を図る。
- ・町民が自主的にまちづくりに取り組むための支援体制を充実させる。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	人材育成	奨学金事業 事業内容:不足する医療人材等を確保するため、奨 学金の返還支援を行う。 必要性:医療や介護等での人材不足が課題となっ ているため。 効 果:人材の確保が図られるため、効果が将来 にわたる。	町	
2 産業の振興	第１次産業	森林環境保全整備事業 事業内容:植栽場所の雑草、灌木等の刈り払い、間 伐・植樹等を行う。 必要性:森林の環境保全のため。 効 果:森林の適正な循環が図られる。	町	
		ヒラメ稚魚放流事業 事業内容:ヒラメ稚魚を近海へ放流する。 必要性:沿岸有用種を増産させるため。 効 果:資源の増加により、漁業者の収入増加が 期待できるため、効果が将来にわたる。 補助対象:東しゃこたん漁協 補助率:1/2	漁業協 同組合	
		ナマコ種苗放流事業 事業内容:ナマコ種苗を漁港内に放流する。 必要性:浅海有用種を増産させるため。 効 果:資源の増加により、漁業者の収入増加が 期待できるため、効果が将来にわたる。 補助対象:東しゃこたん漁協 古平地区浅海漁業部会 補助率:1/2	漁業協 同組合	
		ウニ種苗放流事業 事業内容:エゾハブフウニ約7万5千粒を近海へ放流す る。 必要性:浅海有用種を増産させるため。 効 果:資源の増加により、漁業者の収入増加が 期待できるため、効果が将来にわたる。 補助対象:東しゃこたん漁協 古平地区浅海漁業部会 補助率:1/2	漁業協 同組合	

		浅海資源保護事業 事業内容:沿岸地域を中心に密漁警戒パトロールを実施する。 必要性:密漁を防止するため。 効果:浅海資源を守ることによって漁家経営の安定に寄与できる。	漁業協同組合	
	商工業・6次産業化	商工会運営助成事業 事業内容:商工会に対して、運営費を助成する。 必要性・効果:商店街の活性化が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
		プレミアム商品券発行事業 事業内容:町内の商店で利用できる商品券にプレミアムを付けて販売する。 必要性:商店街の活性化及び町内商店の経営の安定を図るため。 効果:町外への購買力の流出を防ぐことができるとともに町内商店の経営の安定に寄与するため、効果が将来にわたる。 補填対象:古平町商工会 補助率:1/1(プレミアム分のみ)	商工会	
	情報通信産業	漁業無線局支援事業 事業内容:漁業無線通信を、24時間体制で実施している余市漁業無線局に対して、経費の一部を補助する。 必要性・効果:漁業者の安全操業の維持が図られるため、効果が将来にわたる。	無線局	
	観光	観光協会イベント支援事業 事業内容:観光協会が実施するイベントや各地のイベント出店に要する経費に対して助成する。 必要性・効果:地場産品をPRすることにより、ブランド化が図られ、経済の安定に寄与するため、効果が将来にわたる。	観光協会	

4	交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	コミュニティバス運行事業 事業内容:町内の主要施設を循環するバスの運営を委託する。 必要性・効果:高齢者等の日常の足を確保できる。	町	
			地域公共交通実証運行事業 事業内容:デマンド交通導入に向けた実証運行を行う。 必要性・効果:地域公共交通の利便性向上及び経費削減が図られる。	町	
5	生活環境の整備	生活	住宅リフォーム等支援事業 事業内容:住宅等のリフォーム工事費の一部を補助する。 必要性:既存住宅の有効活用のため。 効果:人口の町外に流出を防ぐとともに、町民の居住環境の向上を図ることができるため効果が将来にわたる。	町	
			公営住宅解体事業 事業内容:公営住宅の解体を行う。 必要性:老朽化が進んでいるため、家屋の倒壊を防ぎ、景観を損なわないようにするため。 効果:近隣住民の家屋倒壊への不安が解消され、更には景観を保つことができるため、効果が将来にわたる。	町	
			公共施設等解体事業 事業内容:文化会館等の公共施設の解体を行う。 必要性:老朽化が進んでいる公共施設等の倒壊を防ぎ跡地を有効活用するなど、景観を損なわないようにするため。 効果:憩いの場である150年広場の整備や近隣住民が雪の堆積場等に有効活用することができるため、効果が将来にわたる。	町	

	防災・防犯	防災備品整備事業 事業内容:災害時に必要となる食料や資機材を整備する。 必要性:災害時に住民の生命を守るため。 効果:住民の生活の確保や円滑な応急対策活動を行うことができる。	町	
		防災ハンドブック作成事業 事業内容:あらゆる防災情報を冊子として配布・周知する。 必要性:災害時に住民の生命・財産を守るため。 効果:町民の防災意識の高揚を図り、災害発生時の迅速かつ適切な避難を促すことができるため、効果が将来にわたる。	町	
	その他	旧役場庁舎解体事業 事業内容:旧役場庁舎の解体を行う。 必要性:中心拠点誘導複合施設建設に伴い、未使用状態となる役場庁舎の解体を行うことで、景観を損なわないようにするため。 効果:景観を保つことや立地を活かし、土地を有効活用することができるため、効果が将来にわたる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子ども医療費助成事業 事業内容:18歳まで医療費の一部を助成する。 必要性・効果:病気の早期診断・治療が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者自立生活支援事業 事業内容:高齢者を対象に食事の提供と通院交通費助成を実施する。 必要性・効果:高齢者が自宅で自立した生活を送れるよう支援することができるため、効果が将来にわたる。	町	

		冬の給付金（福祉灯油購入助成）事業 事業内容:低所得の老人世帯及びひとり親家庭に対し、灯油購入費用の一部を助成する。 必要性・効果:冬期間の必需品である灯油の小売価格高騰の際に低所得者の生活支援に寄与するため、効果が将来にわたる。	町	
	健康づくり	予防接種助成事業 事業内容:任意で予防接種する方へ、費用の一部を助成する。（小児のインフルエンザ予防接種等） 必要性・効果:病気の予防が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
	その他	産後ケア事業 事業内容:育児不安の解消等を図り、産婦が専門的なケアサービスを利用する際の費用の一部を助成する。 必要性・効果:育児不安等の早期解消が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
7 医療の確保	自治体病院	町立診療所運営事業 事業内容:町立診療所の運営を行う。 必要性・効果:地域医療の確保及び継続的な運営が図られる。	町	
		町立診療所地域医療確保対策事業 事業内容:医師・看護師を安定的に確保する。 必要性・効果:長期的な医師・看護師確保による地域医療の確保が図られる。	町	
	その他	小樽後志二次救急医療運営事業 事業内容:病院群輪番制を構成する医療機関に対する支援を行う。 必要性・効果:夜間・休日における二次救急医療体制の確保が図られる。	町	
		余市協会病院救急医療支援事業 事業内容:町の一次救急医療を担っている医療機関に対する支援を行う。 必要性:一次救急医療体制の確保のため。 効果:町の救急医療体制の維持が図られるため、効果が将来にわたる。	町	

		小樽協会病院周産期医療支援事業 事業内容:周産期医療を実施している医療機関に対する支援を行う。 必要性:周産期医療の確保のため。 効果:出産リスクを抑えることができるため、効果が将来にわたる。	町	
		妊婦健康診査通院助成事業 事業内容:妊婦健診に伴う交通費を助成する。 必要性:町内に妊婦健診を実施できる医療機関がないため。 効果:個人の出産に伴う負担を抑えることができるため、効果が将来にわたる。	町	
8 教育の振興	高等学校	高等学校生徒遠距離通学補助事業 事業内容:余市町や小樽市へ通う生徒を持つ家庭に対して、通学費用の一部を補助する。 必要性・効果:古平町に高等学校がなく、家庭の経済的負担を軽減し、修学機会の確保が図られるため、効果が将来にわたる。	町	
	生涯学習・スポーツ	ロードレース大会運営助成事業 事業内容:ロードレース大会運営に対して、町が助成する。 必要性・効果:町民のスポーツ振興が図られるとともに将来に渡り町民の健康維持に寄与するため、効果が将来にわたる。	ロードレース大会 実行委員会	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	芸術文化鑑賞事業 事業内容:町民に対して、舞台芸術などを鑑賞する機会を提供する。 必要性:舞台芸術など、鑑賞の機会が少ないものを鑑賞させる機会を確保するため。 効果:文化活動への理解が深まることで、文化活動の活性化に寄与するため、効果が将来にわたる。	町	